

平成15年裁判例 (東京高裁 平成13年2月28日)

同日同級原審判決
裁判所書記官

平成12年(第5号) 出資持分払戻請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所)

平成9年(第号)

口頭弁論終結日 平成13年1月22日

判 決

東京都

控 訴 人

訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

東京都

被 控 訴 人 医療法人社団

代表者理事長

訴訟代理人弁護士

同

同

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

(1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。

(2) 被控訴人は、控訴人に対し、13億円及びこれに対する平成9年6月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事実の概要

1 本件は、医療法人社団である被控訴人の社員であった訴外亡 (平成 年 月 日死亡。以下「亡。」という。)が死亡したことにより同人の出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、被控訴人の定款には退会した社員は出資額に応じて払戻を請求することができる旨の規定がされていた(以下「旧定款」という。)ところ、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更された(以下「新定款」という。)ことにつき、こうした定款の規定変更を決議したとされる社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどとして、旧定款に基づき、亡.の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を算出したとされる87億4900万円の内金として13億円の支払を請求している事実である。

2 前提事実

(1) 被控訴人は、明治12年に によって個人病院として創立された病院をその前身とするものであり、同病院を明治26年に亡.の父亡.が承継し、さらにその後、亡.によって昭和31年11月28日に医療法人社団として設立されたものである。亡.は、被控訴人設立後、理事長に就任してその運営に当たり、死亡時に至るまで被控訴人における出資・運営の中心的人物であった。(争いのない事実、乙21号証及び弁論の全趣旨)

(2) 亡の被控訴人に対する出資額は1087万1469円であった。(争いのない事実)

(3) 控訴人は、亡の妻であるが、同人の遺言により、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。(争いのない事実)

(4) 亡は、妻亡との間に、長男二男(以下「A」という。)、三男、四男、五男をもうけ、妻亡の死後、再婚した控訴人との間に、長女、二女をもうけた。なお、亡及び訴外(以下「B」という。)は兄弟である。(甲3号証、乙22号証及び弁論の全趣旨)

3 本件における争点は、原審同様、(1) 東京都知事の平成8年6月20日付け認可に係る定款変更(以下「本件定款変更」という。)がされる前の被控訴人の旧定款9条の意義、(2) 本件定款変更の効力、にある。すなわち、本件においては、亡が死亡したことによる退社に基づく被控訴人に対する出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、旧定款は退会した社員は出資額に応じて払戻ができる旨の規定(9条)がされていたとして、被控訴人に対し、出資持分払戻請求をしたところ、被控訴人が、旧定款は、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更されたなどと主張したため、控訴人が本件定款変更を議決したとする社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどと抗争し、旧定款に基づき、亡英久の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を請求している。

4 事案の概要及び当事者双方の主張の詳細は、原判決の「事実及び理由」欄の「第二 事案の概要」に記載のとおりである。

5 原判決は、(1) 前記定款を変更した手続は持ち回り決議によりされたものであるが、旧定款は、こうした定款変更手続を認めていないから、旧定款を新定款に変更した手続はその変更手続を規定した旧定款に違反している、(2) しか

し、被控訴人においては、平成8年5月20日に定時社員総会が開催され、旧定款を新定款に変更する旨の議決がされたものの、東京都から、個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、前記議決に加わっている営利法人である訴外合名会社(以下「訴外会社」という。)の承諾は必要ないとの見解が示されたため、新たに持ち回り決議の方法で定款変更につき個人社員全員の承諾を得た、(3) 被控訴人は親族等のいわゆる同族で運営しているのであり、その社員全員が前記定款変更について賛成し、これが中心人物であった亡の発意によるもので、しかも、その目的も病院の継続を図るという正当なものであるから、前記定款変更手続は有効にされた、(4) 新定款による亡の私戻持分は、出資額の1087万1469円を限度とするから、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人は、同額及びこれに対する遅延損害金の支払のみを請求できる、として控訴人のその余の請求を棄却した。

6 そこで、控訴人は、原判決には事実誤認があるなどとして本件控訴を提起した。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も被控訴人の請求は原判決の棄却した限度で理由があるが、その余は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次に付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人は、旧定款を新定款に変更した手続(以下「本件定款変更」という。)がなされたとされている平成10年6月12日付け社員総会決議は、そもそも社員総会自体が存在しないから、前記決議は存在せず、それゆえ本件定款変更はされていないと主張する。

しかしながら、(1) 亡は、前示の経緯で医療法人社団として昭和31年に設立された被控訴人の理事長であり、中心人物であったところ、同人はその

生前、かねてより医療法人が出資者の死亡によりその出資持分の評価において、純資産価値も評価される結果、病院が広大な用地を有している場合には、出資者の相続による持分払戻請求によりその存立が危うくなることがあり、被控訴人の経営する 病院も広大な借地権を有しているため、亡 の死亡後の 病院の存続について心配し、その対策を検討していたこと、(2) 亡 の二男で医師である は、昭和51年12月、亡 の要請を受けて、勤務していた医科大学を退職して 病院に勤務することとし、昭和62年4月に被控訴人の理事及び同病院の院長に就任した後、平成6年に亡 に代わって被控訴人の理事長に就任したこと、(3) は、理事長に就任後、病院の存続を望む亡 の意向を受けて、出資払戻を制限する方向に定款変更しようとしたこと、(4) そこで、 は、弁護士に依頼して監督官庁である東京都との事前調整を経て旧定款を新定款に変更する旨の定款変更案を作成させ、平成8年5月20日の定時社員総会において定款変更の議決をすることにしたこと、(5) その当時の被控訴人の社員は、亡、被控訴人の監事である 及び訴外会社の3名であったこと、(6) 前記総会に、亡 が社員及び訴外会社の代表者として出席したが、 は出席しなかったもの、事前に旧定款の新定款への変更案の説明を受け、これに賛成し、すべての議案につき病院側に一任したこと、(7) 旧定款には、定款の変更は、総会の議決を経なければならぬと規定されているところ(39条)、その議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要し(30条)、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使できる(35条)と規定されていること、(8) 前記総会において、旧定款を新定款に変更することが議決されたが、 含む6名が新たに社員になる旨の承認もされたこと、(9) 被控訴人は、前記総会により定款変更がされたとして、東京都に対して定款変更の認可申請手続をしたところ、東京都から、定款変更につき個人社員全員の同意を得ること及び訴外会社の承諾書は不要である旨の指導

を受けたため、亡 及び のほかに前記総会において新たに社員となった を含む6名に定款変更の異議がないことを確認したうえ、被控訴人において平成8年6月12日付けで定款変更のみを内容とする総会議事録を作成し、持ち回り決議による方法で (以外の個人社員全員の承認を得たこと、(10) は、他の社員とは別個の同意書によって前記内容について承認をしたこと、(11) 被控訴人は、前記平成8年6月12日付け総会議事録及び の同意書を添付して、同月17日付けで東京都に対して定款変更の認可申請をし、同月20日付けで認可されたことは原判決挙示の証拠により認められるところであつて、原判決認定のとおりである。

したがって、本件定款変更は、それが初めて付議された平成8年5月20日の定時社員総会の時点で、社員の3分の2である亡 及び訴外会社が出席して議決されており、 もこれに賛成しているのであり、その後、東京都から指導を受けて定款変更手続を再度実施したが、亡 及び は再度定款変更に同意し、新たに社員となった を含む6名全員もこれに同意しているのだから、本件定款変更は、旧定款が認めていない持ち回り決議の方法によつてされたとしても、結局のところ、被控訴人の社員全員の同意を得ていると認められるのである。しかも、こうした定款変更は、被控訴人の中心人物であり、病院の継続を願う亡 の意図を実現する目的でされたものであるから、たとえその定款変更の手続に旧定款に違反する点があるとしても、その定款変更は有効にされたものというべきである。

控訴人は、 前記のような意思を有していたか疑わしいとするが、 の陳述書(乙21、22)によれば、亡 の意思は前記のとおりであつたと認められ、他にこれを覆すに足る証拠はない。

以上に検討したところによれば、本件定款変更は有効にされたというべきである。

そうすると、亡 の被控訴人に対する出資額は1087万1469円であ

るので、同人の死亡による被控訴人の退社に基づく出資持分私戻請求権を相続した控訴人は、被控訴人に対し、同額を請求することができる。したがって、本件請求は、被控訴人に対し、1087万1469円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成9年6月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は失当である。

3 以上によれば、これと結論を同じくする原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 伊藤 壘 子

裁判官 秋 實 崇 一

裁判官 小 池 一 利

これは正本である。

平成13年2月28日

東京高等裁判所第12民事部

裁判所書記官 荒川 浩 治

